

○厚生労働省告示第二百六十一号
 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三
 条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告
 示第二百十二号）の一部を次のように改正する。
 平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表十一の項使用目的、効能又は効果の欄中、「及び」を「又は」に改め、又はそのいずれか」を削
 り、又は歯牙」を「歯」に改め、同表十二の項使用目的、効能又は効果の欄中、「及び」を「又は」
 に改め、又はそのいずれか」を削り、歯牙」を「歯」に改め、同表六十五の項使用目的、効能又は効
 果の欄中、「注入」の下に「し、又は血液若しくは体液等」を加え、同表七十二の項使用目的、
 効能又は効果の欄中、「注入」の下に「し、又は血液若しくは体液等」を加え、同表八十三の

項中	1 吸引キット	1 気管吸引カテーテル
	2 気管支吸引カテーテル	2 吸引キット
	3 吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル	3 気管支吸引カテーテル
	4 気管吸引カテーテル	4 吸引用滅菌済みチューブ及びカテー

に改め、同項使用目的、効能又は効果の欄中、「経鼻又は経口的に」を削り、気管内チューブ又
 テル

は」を「気管内チューブ若しくは」に改め、介して」の下に「、又は経鼻的若しくは経口的に」を加
 え、同表百五十三の項使用目的、効能又は効果の欄中、「リマ」を「リマ」に改め、同表百五十
 八の項使用目的、効能又は効果の欄中、「を除去する」を「の除去、歯の根管の拡大、歯の切削、歯周
 組織等の洗浄等を行う」に改め、同表百六十の項医療機器の名称の欄に次のように加える。

5 可搬式歯科用ユニット
 別表百六十六の項使用目的、効能又は効果の欄中、「ブラケット」を「歯列矯正用アタッチメント」
 に改め、同表百七十六の項使用目的、効能又は効果の欄及び百七十七の項使用目的、効能又は効果の
 欄中、「歯牙」を「歯」に改め、同表二百三十七の項使用目的、効能又は効果の欄中、「レジン系矯正用
 ブラケット」を「歯列矯正用アタッチメント」に改め、同表二百六十七の項使用目的、効能又は効果
 の欄中、「歯列矯正用ブラケット又はバンドの歯牙若しくは」を「歯列矯正用アタッチメント又は歯列
 矯正用帯環を歯又は」に「への合着又は接着に用いる」を「に合着又は接着する」に改め、同表二百
 七十の項使用目的、効能又は効果の欄中、「」を「若しくは」に改め、欠損」の下に「又は人工歯冠
 等装置」を加え、同表二百八十八の項使用目的、効能又は効果の欄中、「歯牙」を「歯」に改め、同表
 三百十三の項使用目的、効能又は効果の欄中、「ブリッジ」の下に「、個歯トレー」を加え、同表三百
 十八の項使用目的、効能又は効果の欄中、「歯牙」を「歯」に改め、同表三百八十八の項使用目的、効
 能又は効果の欄中、「経皮的」を「経口的又は経皮的」に改め、同表に次のように加える。

七百八十	1 核医学装置ワークステーション	一 六九五〇
	2 MR 装置ワークステーション	
	3 X線画像診断装置ワークステーション	
	4 超音波装置ワークステーション	
	5 汎用画像診断装置ワークステーション	

画像診断装置等から提供された人体の画像情報をコンピュータ処理し、処理後の画像情報を診療のために提供すること（自動診断機能を有するものを除く。）